

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育情報ネットワーク児童・生徒パソコン用URLフィルタ識別名リスト調査・設定業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

本市では、学習者用端末こと教育情報利用パソコン（児童生徒用）（以下「学習者用端末」という。）を活用した授業や家庭学習を実施していく上で、児童生徒が閲覧する Web サイトにフィルタリング解除・制御を実施している。

フィルタリング設定の方法は多岐にわたっており、設定の優先順位や性質を考慮し、最適な設定を検討し設定している。令和3年度末のフィルタリング環境の構築時には、従前の学習者用端末のフィルタリング環境の設定内容を引き継ぎ、設定を移行した。それ以降は、学校や教育委員会事務局内部からの依頼に対して、フィルタリングをかける URL を検討し、設定を行う運用を行っている。

このたび、一部のフィルタリング設定の性質を利用して、YouTube などの Web サイトを閲覧できる事象が起こることが判明した。そのため、これまで設定した URL のうち、フィルタリング設定の性質を利用される可能性のある URL を調査する必要がある。調査結果をもとに、本市が URL の精査をし、YouTube などの Web サイトを閲覧できる事象が起きないようにそれらの URL のフィルタリング設定を来年度に予防的に変更する。すでに判明している URL については、児童生徒が不適切なコンテンツにアクセスしないよう早急な設定作業を行う必要がある。加えて、フィルタリング設定の性質を利用される可能性のある URL が想定以上の件数にのぼることが判明したため、令和7年度の変更作業で実施する予定であった URL の調査を前倒して実施する必要がある。

当該業務は令和3年8月に契約締結した「大阪市教育情報ネットワークにかかるヘルプデスク及びネットワーク等構成管理業務委託」において設定業務を行っているフィルタリング環境を調査・設定する業務であることから、当該案件で設定業務を行っているフィルタリング環境と密接不可分であり、設定業務を行っている上記以外の事業者以外が履行すれば、責任の所在が不明確となり、適切なフィルタリングの移行及び運用において著しい支障が生ずるおそれがあるため、当該業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター

給与・システム担当（電話番号 06-6115-7922）

随意契約理由書

1 案件名

令和6年度 校園ネットワーク業務システム機種更新作業業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社
関西公共第一ビジネス部

3 随意契約理由

学校運営支援センターでは、平成2年度から稼働している学校財務会計システムについて、校園ネットワークの利用、業務プロセスの改善を行い、より効率の高い事務執行を実現するため、平成19年度より2か年でシステム再構築を行い、平成22年度の稼働開始、平成27年度、令和2年度の機種更新を経て、運用しているものであるが、令和8年1月に現行の校園ネットワーク業務システム用サーバのリース期間満了となる。

本業務は、当該サーバ機器のリース期間満了に伴い、サーバ機器のクラウドリフト、システムを稼働させるために必要となる業務アプリケーション、基盤の構築およびデータ移行にかかる業務を行い、すべての機能が正常に動作するようテスト方式の検討、実施を経て、本番切替を行う一連の業務を委託するものである。

本システムは富士通 Japan 株式会社関西公共第一ビジネス部が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、富士通 Japan 株式会社関西公共第一ビジネス部が本業務を行うことができる唯一の業者である。

したがって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により富士通Japan株式会社関西公共第一ビジネス部に随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
システム整備グループ（電話番号06-6115-7919）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市学校給食食物アレルギー対応システム機能追加にかかるシステム改修業務委託

2 契約の相手方

日本ソフトウェアマネジメント株式会社

3 特名随意契約理由

大阪市教育委員会事務局では、学校給食の食物アレルギー情報を管理するためのシステムを導入し、児童生徒のアレルゲン情報の事前登録および、事前登録情報に基く献立表へのアレルゲン情報チェック機能により、従来の保護者・学校との間の煩雑な紙資料のやり取りをなくすことで、食物アレルギー誤食事故の低減を図ると同時に、保護者と学校の負担を軽減することを目的として「大阪市学校給食食物アレルギー対応システム（以下「本システム」という。）」の開発を行っている。

本業務は、学校給食食物アレルギーの申請事務の負担軽減と食物アレルギー誤食事故の低減を図ることを目的としており、保護者や学校がシステムを活用するにあたり、様々な情報への直感的なアクセス、申請時の手間、処理の煩雑の低減などを行うことが必要不可欠である。今回行う機能追加は、利用者及び学校のさらなる負担軽減及び誤食事故の低減に寄与するものであり、利用者の混乱を避けるため、システム運用開始前に改修を行う必要が生じたことから、本システムの機能追加にかかるシステム改修業務を委託するものである。

本システムのソフトウェアは、契約の相手方である日本ソフトウェアマネジメント株式会社が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知れないものである。そのため、本システムは、日本ソフトウェアマネジメント株式会社が改修業務を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当（給食グループ）

電話番号：06-6208-9143